

# 平成29年度事業所内育児支援事業助成企業の募集について

## 申請時の提出書類

- (1) 品川区事業所内育児支援事業助成金交付申請書
- (2) 整備計画書および経費内訳書（事業所内育児スペース整備費助成の場合）
- (3) 利用計画書（ベビーシッター経費助成の場合）
- (4) 登記簿謄本（個人は「所得税の確定申告書および決算書（控）のコピー」）
- (5) 法人事業税・法人住民税の納税証明書（個人は「個人事業税および住民税の納税証明書」）
- (6) その他必要と認める資料

平成30年2月28日（水）締切

◎申請方法 郵送もしくは持参

◎助成の決定 申請書、その他資料を元に助成対象事業の詳細、現在の会社・事業所の状況等を説明いただき、内部審査を経て助成企業を決定します。（申請が郵送の場合は、後日ご来所いただきご説明していただきます。）

### § 助成金の交付決定

助成金の額は、かかった対象経費の1/2以内で、総交付限度額を100万円とします。申請件数・所要経費等を考慮し、限度額の範囲内で区が交付予定額を決定します。

### § 実績報告

(1) 助成企業には、対象事業が終了後、速やかに下記書類を提出していただきます。

- ① 実績報告書
- ② 事業（利用）完了後にかかった経費の領収書(※)
- ③ ベビーシッター経費助成の場合は、ベビーシッターを行った事業者の認可外保育施設設置届（いわゆるベビーシッター業の届出）の写し
- ④ その他実績確認するにあたり必要となる書類

(※)クレジット等での電子決済、オークション等で購入されたものに関しては、1. 相手方にお支払いしたこと、2. 詳細な明細が確認できる書類を領収書に代わるものとしてご提出ください。判断に迷われた領収書類に関しては、お問い合わせください。

注1. 書類は窓口で受け付けます。提出時には、成果物の内容や会社・事業所の状況の説明が必要です。

注2. 事業が3月に終了した場合は、新年度から2週間以内に書類を提出してください。期限を超過した場合は、助成金のお支払いができなくなります。

(2) 育児スペース整備費助成の場合は、育児スペース整備後の現場確認を行います。

### § 助成金の交付

助成企業には、実績報告提出後に助成金の確定金額をお知らせします。その後、請求書を提出していただき1か月以内に助成金を振り込みます。

## ◎対象者

- (1) 品川区内に主な事業所を置く中小企業基本法に定められた中小企業者、その他区長が認める組合または法人であること。
- (2) 法人事業税および法人都民税（個人にあつては個人事業税および住民税）を滞納していないこと。

## ◎対象経費

次のような経費で、平成29年4月から平成30年3月まで（29年度）の間に改修・購入もしくは利用が完了し、または完了する予定のものです。

なお、利用対象者は、経営者自身、役員または従業員の子どもとします。

事業所内育児スペース整備費助成	● 工事費 ● 育児スペース設置場所の賃料
ベビーシッター経費助成	● 事業所内においてベビーシッターを雇った場合のシッティング料金 （シッター1人あたりの時間単価の上限は2,800円） * キャンセル料やシッターの交通費、食事代等については対象外となり、基本的なシッティング料金のみが助成対象になります。

注1. 育児スペース整備費助成、ベビーシッター利用助成ともに、広く区内中小企業事業者に対して利用していただく制度趣旨から、総交付限度額は100万円です。

注2. 事業所内育児スペース整備費助成については、事業所と隣接した場所に育児室を設けた場合が対象となります。

注3. 事業所内育児スペースの賃料については、事業所の賃料を含みません。

## ◎申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 交付決定
  - ① 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じません。
  - ② 助成金の交付予定額は、書類審査終了後にお知らせします。  
（助成金の交付予定額は、助成金申請額と異なる場合があります。）
- (3) 助成金額の確定  
最終的な助成金額は、対象として決定を受けた事業の実績報告書提出後に確定いたします（実績により、助成交付予定額から増額または減額となることがあります。）。
- (4) 助成金交付決定の取消し  
次のいずれかに該当したときは、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
  - ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - ② 助成金を他の用途に使用したとき。  
\* なお、助成金交付決定の取消しを行った場合、すでに交付されている助成金がある場合は、取消しにかかる金額分を返還していただきます。  
\* 助成金の返還にあたっては、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を納付していただきます。

**問い合わせ先（書類提出先）** 記入の方法などご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

品川区商業・ものづくり課中小企業支援係  
〒141-0033 品川区西品川1-28-3 （品川区立中小企業センター2階）  
TEL 5498-6334（直通） FAX 5498-6338